

いじめの防止等のための基本的な方針



城星学園小学校

平成26年4月1日策定

平成26年5月1日ホームページ掲載

はじめに

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為であります。しかし、いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状があります。現にいま、いじめに苦しんでいる児童が身边にいるかもしれません。

そこで、児童の身边にいる一人ひとりの教師が改めていじめの問題の重大性を認識し、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という認識のもとで、いじめの兆候をいち早く把握して、早期発見・早期解消に取り組むことが必要です。

いじめの問題の原因や背景については、児童を取り巻くさまざまな要因が絡み合っていると考えられますが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、いじめられている児童の立場に立って、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、きめ細かな対応をとることが必要であります。そのためには、児童に積極的に関わり、教師と児童の信頼関係を深め、気軽に相談できる環境を構築し、児童の細かな変容をいち早くつかめるようになることです。

本校においては、校長を中心とした指導体制のもとに、創立者から受け継いだ予防教育法に則つて、命を大切にし、いじめをなくす指導をより一層進めるとともに、本マニュアルを全職員で熟読し、隠れたいじめがあるかもしれないという危機意識をもって、教師が児童にしっかり寄り添い、いじめやトラブルが初期の段階で確実に解消する取組を行います。特に建学の精神に掲げられている「神を敬い、人を愛し、自然をたいせつにする『良心的な人間、よき社会人』の育成を柱に、校訓「友愛」(みんな仲良く)を目標とするものです。児童に対しては「ひかりのこ」の⑦…「人を大切にする子」として育んでいきます。

また、全ての児童にとって、学校が安全で安心して遊び学べる楽しい場所となるよう、学校・家庭が一体となった取組を推進していく所存です。

目 次

はじめに

1 いじめの問題に関する基本認識	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの態様	3
(1) いじめが与える苦痛	3
(2) いじめる原因や動機	4
4 いじめの問題に対する指導体制	5
5 早期発見のために	6
6 いじめられている児童への指導	7
7 いじめている児童への指導	8
8 学級への指導	9
○ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法	10
○ いじめ等に関する研修	11
○ 年間指導計画	12

1 いじめの問題に関する基本認識

いじめの問題は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであると十分認識するとともに、対応にあたっては次の点を踏まえ適切に行う必要があります。また、いじめに関与する問題行動への対応については、早期解消のため早めに関係機関との連携を図り、児童一人ひとりに応じた適切な指導・支援を積極的に進めていくことも必要なことです。

(1) いじめを報告するのが悪い学校ではない。いじめを発見し解決するのがいい学校という意識をもつ。

いじめの件数が少ないとのみをもって、問題なしとするとは早計です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識のもとで、自分の学級や学校において、いつでもいじめが発生し得るという危機意識を常にもっておくことが必要です。

いじめを見落とさないように、いじめ発見100%を目指す学校にしていきましょう。

(2) 「弱いものをいじめることは人間として絶対許されない」との強い認識をもつ。

どのような場合においても、「いじめは許されない」、「いじめる側が悪い」ということを毅然とした態度で指導しなければなりません。いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考え方を認められません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことです。

(3) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。

児童の悩みを親身になって受け止め、児童が発するサインをあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努めなければなりません。また、いじめを発見した場合は、いじめられた児童の安全確保を最優先に行うとともに、いじめられた児童が不安や恐怖心をもっていないかなど、具体的な内容をしっかりと聞き取る必要があります。

(4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

教師は、教育に対する情熱を示し、児童や保護者から信頼される指導に努めなければなりません。特に、いじめの問題については、個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導が求められます。また、宗教教育、心の教育を通して、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導する必要があります。

(5) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有しているので、家庭との連携を十分に行う。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担っていることから、保護者と十分に連携を図ることが必要です。いじめの問題の基本的な考え方は、保護者が責任をもって児童に徹底させる必要があります。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要となります。そのために、保護者と会する機会を活用して、多くの保護者と家庭の在り方やいじめの問題などについて語り合うように努めましょう。

(6) 家庭・学校などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

いじめの防止や早期発見・早期解決に向けて、すべての関係者がそれぞれの立場からその役割を果たすことが必要です。また、地域を挙げた取組も急務とされています。

2 いじめの定義

【文部科学省調査によるいじめの定義】

文部科学省調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級やクラブ活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかれたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

3 いじめの態様

(1) いじめが与える苦痛【文部科学省調査の区分から】

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

心理的苦痛仲間はずれ、集団による無視をされる。

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

物理的苦痛

金品をたかれれる。

軽くぶつかられたり、遊びふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

暴力的苦痛ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

その他

- ・いじめの態様としては、心理的苦痛を与えるものが最も多く発生しています。
- ・暴力的苦痛は心理的苦痛が、物理的苦痛は心理的苦痛と暴力的苦痛が重複するが考えられます。
- ・いじめられている児童にとっては、どれをとっても大変な苦痛であることを認識しなければなりません。

(2) いじめる原因や動機

① 人間関係のトラブルから

学校のように集団で生活すれば、自分の考え方や意見に対しての違いや対立が生じ、人間関係のトラブルが発生するのは当然です。

児童は、これらのトラブルを経験し、人の関わり方や社会性を身に付けていくものです。

しかし、このようなトラブルは、児童間でうまく解決することができず、いじめへと発展することがあります。

学校は、いじめへ発展する前のトラブルの段階で発見し、問題が後を引くことがないように指導していくことが必要です。

② 遊びや面白半分から

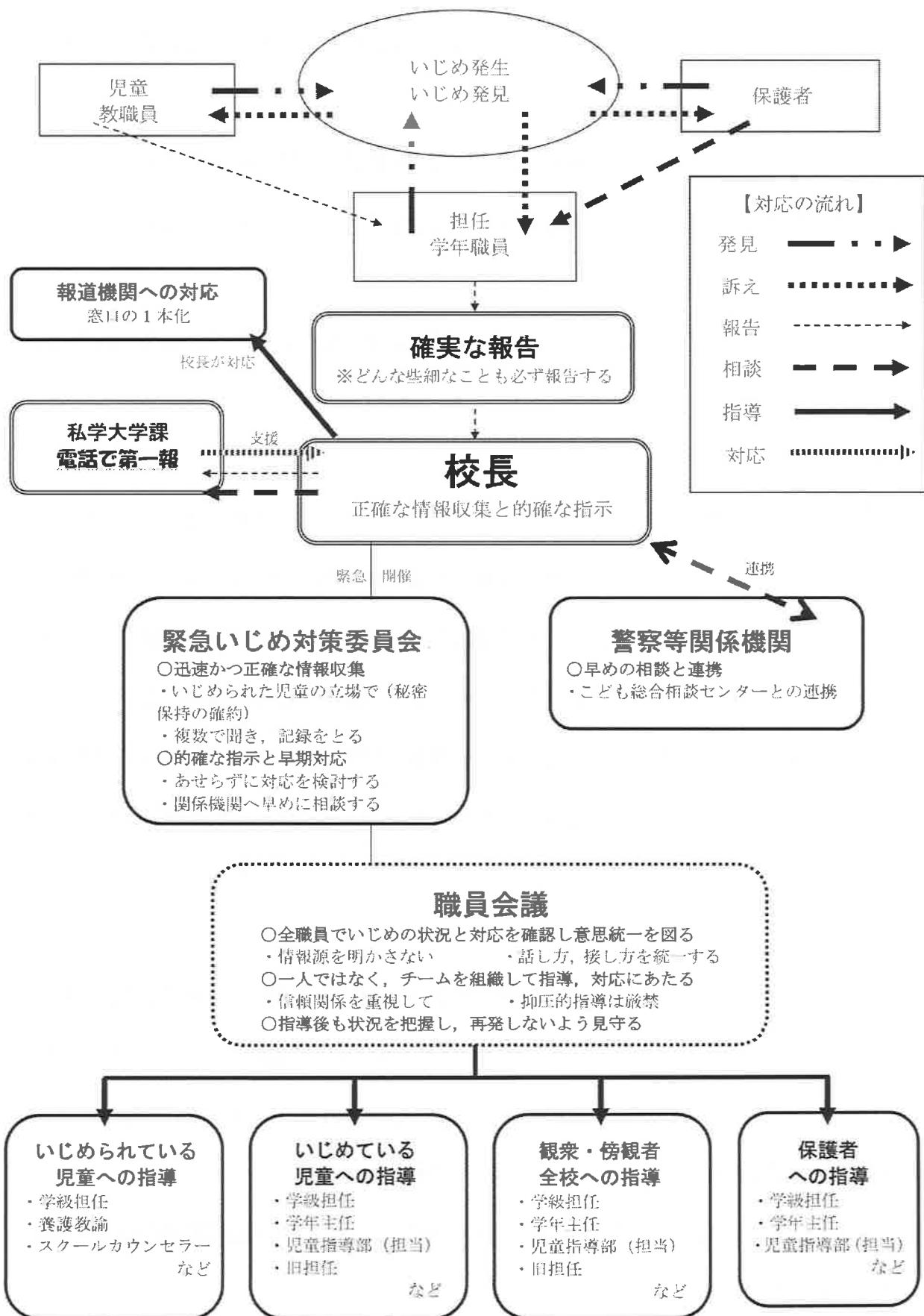
最初は、遊びや面白半分から始まり、次第にエスカレートして、いじめへと発展していくもので、グループ内で一人をからかったり、仲間外しにしたりすることなどが代表的な行為です。この場合、いじめている側の多くが、いじめを行っているという意識をもっていないのが特徴です。また、いじめられている児童も「遊びだから」、「一緒に遊びたいから」などの理由から我慢することがあり、いじめがひどくなったときには相談できなくなっていることがあります。学校で楽しく遊んでいるように見えても、遊びの中にいじめがないかなど注意しながら、児童個々の様子をよく観察していくことが必要です。

③ 暴力的・計画的なもの

暴力的苦痛や恐喝などの物理的苦痛を与えるような暴力的ないじめは、教師や保護者など大人にわからないようにして、計画的に継続して行われることがあります。このような場合は、いじめられている児童が恐怖を感じたり、いじめている児童が口止めしたりすることから発見が非常に難しくなり、深刻な状態や追い込まれた状態にならないと発見されないことが考えられます。

学校は、このようないじめが起こる可能性その他がないか常に注意し、日常的に児童の様子や変化をきめ細かく観察するように心がけなければなりません。

4 いじめの問題に対する指導体制



5 早期発見のために

いじめは、潜在化の傾向にあり、発見するのが難しくなっていると言われますが、学校でいじめを発見するのは教師の役目です。小学校低学年の時期は、子どもの様子から発見するのも容易ですが、成長するとともに大人に話さなくなり、発見が難しくなります。

教師は感性を磨き、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識のもとで、児童が発する小さなサインも見逃さず、「いじめ発見100%」をめざして取り組まなければなりません。

（1）教師一人ひとりの違った視点と豊かな感性による日常的な児童の観察及び理解

- ・時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。
- ・全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見落とさないようにする。
- ・担任を中心に、生活ノートや班ノート等を活用して児童理解に努める。
- ・定期的に面談やアンケート調査を実施する。
- ・相談ポストを効果的に活用する。

（2）日々の情報交換と迅速な報告による初期段階での組織的な対応

- ・気になる児童がいた場合は、必ず担任へ伝えるとともに確実に校長へ報告する。
- ・職員朝礼や休み時間等において日常的に情報交換を行う。
- ・児童指導部や学年部会における定期的な情報交換を実施する。
- ・養護教諭、スクールカウンセラー等からも情報を収集する。
- ・初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い早期解消に努める。

（3）家庭・地域との連携を密にした情報交換

- ・気になることは、家庭に連絡するとともに、家庭からも情報がもらえる信頼関係をつくる。
- ・地域で児童生徒のトラブルやいじめを発見した場合は、確実に連絡をしてもらう。

◎ なぜ子どもは、いじめのことを大人に相談しないのか？

児童はいじめられても、なかなか保護者や教師などの大人に打ち明けません。なぜ、打ち明けられないのでしょうか。次のことを参考にして、児童との接し方を工夫してください。

○ 児童が、教師に相談しない理由として考えられるもの

- ・教師に相談しても解決しないとあきらめている。
- ・「お前にも悪いところがある」と言われたくない。叱られたり、責められたりしたくない。
- ・「自分が悪いから、自分が弱いからいじめられても仕方ない」と考えており、助けを求めない。
- ・誰も、自分のことを理解してくれるとは思えない。
- ・打ち明けることを恥と考える傾向にある。また、いじめられるような弱い人間だと思われたくない。
- ・打ち明ければ、いじめが更にひどくなると思っている。
- ・脅されたり、弱みを握られたりして、恐怖から相談できない。
- ・相談したら、親に知らされる。（親には、知られたくない、心配をかけたくない。）
- ・誰にも頼りたくない。自分のことは自分で解決しなければと思っている。
- ・深く心を傷つけられた混乱と恐怖のなかで、誰も信用できない。

6 いじめられている児童への指導

いじめられている児童を発見した場合は、どんな場合においても、いじめられている児童の立場に立って対応し、「いじめられる側にも問題がある」などと、当該児童を追い詰めるようなことは、決してあってはなりません。教師は、徹底的に聞き役に回って、当該児童の辛い気持ちを、まずは理解するように努めましょう。

（1）基本的な姿勢

① いじめられている児童の立場に立って対応する。

いじめられている児童に原因があったとしても、いじめは絶対に許されないものであるという認識で、いじめの解消に全力を尽くさなければなりません。いじめられる原因については、いじめが解消してから、同じことが起こらないようにじっくりと指導するようにしましょう。

- ① いじめの状況を把握し、いじめられている児童の安全確保を最優先に行う。
- ② 家庭と連携して児童をしっかりと見守る。
- ④ いじめが解消した後も、いじめが再発していないか観察を続ける。

(2) 事実の確認

※ 秘密を守ることを約束してから

- ① いつごろから
- ② 何をきっかけに
- ③ 誰から（何人から）
- ④ どこで
- ⑤ どんなやり方で
- ⑥ 何をされた

(3) 事実の確認の聞き方

1つ1つ確認する。

- ① 話をうなずきながら聞く。
- ② 本人の訴えた言葉を繰り返しながら聞く。
- ③ 話が混乱しているときには、内容を整理して
- ④ 分からないことは質問してよいが、無理強いをしない
- ⑤ 本人が努力していることを認める。

7 いじめている児童への指導

いじめは、いじめられている側に原因があったとしても絶対に許されるべきものではありません。どんな理由があるにせよ、「いじめる側が悪い」、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導しなければなりません。

(1) 基本的な姿勢

- ① まずは、いじめをやめさせ、いじめられている児童が安心できるようにする。

- ② いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
- ③ いじめは、いかなる理由があっても認められないものである。
- ④ いじめた責任は、謝ってとれるものではない。いじめられた児童が、安心して学校生活が送れるようになることが、責任をとることであることをいじめた児童にしっかり指導する。
- ⑥ 当該児童との信頼関係に立ち、当該児童自身の問題行動の解決を図る。

8 学級への指導

いじめは、いじめられた児童といじめた児童だけの問題ではなく、周りの児童の態度によって、いじめは助長されたり、抑止されたりします。そこで、いじめは当事者だけの問題ではなく、周りにいる観衆、傍観者といわれる人たちの存在が大きいことを児童に理解させる必要があります。全職員による協力体制のもとで、観衆や傍観者をつくらない学級経営に努めましょう。

(1) 基本的な姿勢

- ① 全ての児童に、いじめは絶対に許すことができない問題であることを厳しく指導する。
- ② 観衆や傍観者も加害者になることを理解させる。
- ③ いじめをなくす活動を、児童が自ら取り組むように指導する。
- ④ いじめを抑止する学級集団づくりに努める。

◎ 観衆（面白がったり、はやし立てたりする児童生徒）※いじめを助長する存在

- ① いじめが面白いと思っている。
- ② いじめられている児童へ不快感をもっている。
- ③ 仲間はずれにされるのではないかと怖がっている。

◎ 傍観者（無関心や止めさせるかなど葛藤している児童）※いじめを支持する存在

- ① 無関心な児童
 - ・人間関係や人との関わりに無関心で、自分の関心があるものにしか気が向かない。
 - ・周りでひどいことが行われっていても、関わらず勝手なことをする。
- ② 葛藤している児童

- ・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。
- ・「次は自分がいじめられるのでは」などの不安がある。

(2) 指導のポイント

- ① いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度で決まることを指導する。
 - ・観衆や傍観者も加害者という自覚を深めさせる。
 - ・間違ったことを指摘することの必要性と大切さを徹底して指導する。
- ② いじめられている側にも問題があるという考えは許されない。
- ③ 具体的な事例をもとに指導する。
 - ・当該児童を傷つけないように十分に配慮しながら、実際にあったことをみんなに考えさせる。
 - ・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気づかせる。
- ④ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
 - ・他人に優しくしたり、優しくされたりする経験を増やし、意識させる。
 - ・思いやりのある行動を取り上げ、広める。
 - ・日常生活や体験活動を通して、温かい人間関係を築く。
- ⑤ 「命」を大切にする指導、思いやりの気持ちを育てる指導などの心の教育を徹底させる。
- ⑦ 児童自らが、児童会活動を通して、いじめの防止や解消に取り組むように指導する。

○ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法

児童への携帯電話やスマートホンの普及に伴い、有害サイトへのアクセス、悪質な誹謗・中傷の書き込みにより事件や事故に巻き込まれるなど、児童が被害者や加害者になる可能性が高くなっています。本校では、平成21年3月に大阪府教育委員会が出された「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を参考に教職員・保護者の研修を実施し、児童の指導に活用してまいります。

○ いじめ等に関する研修、指導計画

教職員対象校内研修 年2回 「いじめの防止等のための基本的な方針」の再確認

4~6年児童とその保護者対象講習 年1回 「サイバー犯罪防止」管轄警察

宗教朝会・宗教科道徳でいじめに関する内容を盛り込む

全校いじめに関するアンケート調査の実施 学期に2回

○ 年間指導計画 次ページ 掲載

城星学園小学校 宗教科道徳 年間カリキュラム

※印 いじめに関する教材

学年	1	2	3	4	5	6
月	主題名	主題名	主題名	主題名	主題名	主題名
4	あいさつ (礼儀作法) かえりみち (生命尊重)	すこしごらいは (尊重) (思慮反省)	みんなが心ぱい (規則尊重)	だれもいない教室 (思慮 反省) 行けひろし (誠実 明朗)	図書館で (節度ある行動)	本当の挨拶 (礼儀) 勇敢な消防士 (社会的役割と責任)
5	ちゃいむがなった (時間尊重) お母さん (家族愛) 奉仕活動	※とりあいじゃん けん (友情) お母さん (家族愛) ※ぼくは2年生 (親切同情) (正義勇気)	ボールそうまくた い (誠実) 先生のにがおえ (節度ある生活)	※ごめんね、のぶ ちゃん (思いやり 親切) つねおのノート (愛校心)	放課後の編集会議 (広い心) 手のひらのカギ (生命を守る) ガラスをわったとき (誠実な生き方)	キング牧師 (公平、公正、正義) ある秋の日のできごと (思慮、反省) (節度、節制)
6	だいじにしよう (物資活用) ※ひとりぼっちの ライオン (信頼 友情 公正 公平)	※きょうからなか ま (信頼友情) (公正 公平)	※花子さんの七夕 (思いやり・親切) 失礼おばさん (礼儀)	雨のバス停留所で (公徳心 規則尊重) うそだって言えない (勇気)	※友の肖像画 (思いやり) ※三角ベースのル ール作り (障害者理解)	江戸時代の日本と 朝鮮
7	あさがお (動植物愛護)	てっぺんまでのぼ ろう (向上心 努力) (自主自律)	ペスタロッチと少 年 (愛校心)	※ぼくは鼻毛じゃない (信頼 友情)	※くずれ落ちただ んボール箱 (思いやり)	猛火の中で (生命尊重)
9	がっこうのきまり (規則尊重) やくそくしたのに (公共心)	つくえのひきだし (整理整頓) (思慮反省) ※とくちゃんのな かま (親切 同情) (信頼 友情) (公平 公正)	赤い自転車 (思慮・反省) 老人ホームのお手 伝い (尊敬・感謝)	野球カード (節度ある生活) お年寄りのちえ (尊敬 感謝)	ぼくとかれ (礼儀) ※アンパイアの心 (公平・公正)	土曜日の班活動 (公徳心) (権利、義務) 大原孫三郎 (尊敬 感謝 報恩)

10	いいわけばかり (反省) ※ぞうさんとおともだち (信頼・友情)	うぐいすぶえ (21 規則尊重) さくらなみ木 (郷土愛) るすばん (15 創意進取) (25 家族愛)	※みきおの決心 (信頼・友情) 形見の万年筆 (愛国心)	※がんばれ宮本君 (友情 信頼 助け合い) 遠足の子どもたち (自由・規律)	お母さんの病気 (家族愛)	乗越(のこし)の堤防 (創意 進取) ※女の子と母親 (思いやり 親切)
11	※ぼくらのゆみちやん (親切・同情) ジェットコースター (明朗・誠実) りょうてにいっぱい (勤労)	さるのはし (25 家族愛) (10 敬愛) ふしぎな赤ぼう (24 公徳心) (9 思慮反省)	弟が生まれた (生命尊重) 大助、時間だぞ (家族愛)	おじいさんのうつたえ (勤労の心) 人間の大地	明の長所 (個性伸長) 今、ナツ子のクラスでは	青の洞門 (畏敬の念) 背振(せふり)の空は広く (国際理解と親善)
12	奉仕活動	サルタのおつかい (23 勤勉) (9 不撓不屈) 奉仕活動	※わたしにまかせて (友情・助け合い)	ぼくの文鳥 (誠実 明朗)	いちょう祭り (愛校心)	卵焼き (家族愛) ※マッチ工場で働く子(被差別)
1	こんにちは (人類愛) じゃんけんあそび (正義・勇気 明朗・快活)	ねこがわらった (6 正直 誠実) (7 正義 勇気) しあわせな王子 (敬虔)	だからわるい (正義・勇気) オランダとハンス少年 (愛国心)	たりない小遣い (節度ある生活) ありがとうという言葉	たび一すじに (創意・進取) 一枚の新聞 (自分の役割)	発車前のできごと (誠実 明朗) 博物館見学 (自由 規則)
2		しっぽのないさる (18 信頼 友情) (19 公正 公平) ちえこのらくがき (20 寛容) (25 家族愛) 奉仕活動 (23 勤労奉仕)	おかあさんのせいきゅう書 (家族愛) さかあがり (勤勉・努力)	エジソンの工夫 (勤労 努力) しばてん ジェンナーの勇気 (生命尊重)	星野君の二塁打 (権利・義務) 一ふみ十年 (自然愛)	好きな道を歩む 麻田 剛立 (向上心 個性伸長) 憲法とわたしたち
3		※つらいことある ねんな(友情 同和) おいしいパンはだれのもの (22 権利 義務) (23 勤労)	まつばぼたん (敬虔・畏敬) ※クレヨンはぬすんだんじやねえ (同和)	※じゅん子の仲間 (女性差別)	母うずら (敬虔) 通潤橋と布田保之助 (尊敬・感謝)	ひるがえる校章 母の仕事 (勤労 公共心) (社会への奉仕)